

★ 大田区役所への届出はお済みですか ★

下表の内容に変更があった場合は、大田区役所への手続きが必要です。

※詳しくは、冊子「入園後の各種手続きについて」(P.9～13)をご確認ください。
電子申請でも受け付けています。

内 容	【教育・保育給付認定 変更申請書 兼変更届】	各種証明書類	給付認定証の 返却	【転出・ 退園届】
退園する				○
住所の変更(区内)	○		○	
氏名・電話番号の変更	○		○	
転職した	○	○		
就労日数・就労時間・勤務先住所 の変更	○			
保育の必要性の事由の変更 (例：就労→疾病、就学)	○	○	○	
求職中になった	○	○	○	
求職中から就労を開始した	○	○	○	
婚姻した(事実婚含む)	○	○	○	
離婚した・死亡した	○	○	○	
出産予定日が判明した	○		○	
育児休業を取得した・育児休業を 延長した	○	○	○	
育児休業から復帰した	○	○	○	
出産を理由に退職する	○		○	
産後休暇から復帰した	○	○	○	
生活保護受給開始または廃止	○	○		
住民税額の変更	○	○		
保育の必要量の変更 (保育標準時間・保育短時間)	○		○	

令和8年4月

【問合先】

保育サービス課保育利用支援担当

電話 03-5744-1280